



2019年3月27日

各 位

会 社 名	宇 部 興 産 株 式 会 社
代 表 者 名	代表取締役社長 山本 謙
(コード番号	4208 東証第1部・福証)
問 合 せ 先	CSR・総務部長 阿久刀川 治 (TEL. 03-5419-6110)

監査等委員会設置会社への移行、定款一部変更及び役員の異動に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2019年6月27日開催予定の第113回定時株主総会（以下、「本定時株主総会」）の承認を条件として、監査等委員会設置会社への移行、定款一部変更及び役員の異動について決議するとともに、本定時株主総会に、監査等委員会設置会社への移行に係る定款一部変更及び役員の異動について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

（1）移行の目的

当社は、コーポレートガバナンスの充実・強化を経営の重要課題と位置づけ、これまで継続的な取り組みを進めてまいりました。今般、経営の監督と業務執行をより明確に分離し、取締役会の軸足を経営の監督に移すとともに、監査権や意見陳述権を有する監査等委員が取締役会の議決権を保有することでコーポレートガバナンスの更なる向上を図り、また重要な業務執行の決定を取締役へ委任し意思決定の迅速化を図るため、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたします。

なお、任意の委員会である「指名委員会」「評価・報酬委員会」は継続いたします。

（2）移行の時期

本定時株主総会において、必要な定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款一部変更

（1）変更の要旨

- ①監査等委員会設置会社に移行するため、監査役及び監査役会に関する規定を削除し、監査等委員及び監査等委員会に関する規定を新設するとともに、関係条文について所要の変更を行います。
- ②併せて、監査等委員会設置会社への移行に伴い、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部又は一部を取締役に委任できる旨の規定を新設します。
- ③上記に伴い、その他関連する規定につき、文言の修正・削除、条文の新設及び条数等の変更を行います。

（2）変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

- | | |
|-----------------|------------|
| ①定款変更の為の株主総会開催日 | 2019年6月27日 |
| ②定款変更の効力発生日 | 2019年6月27日 |

3. 役員の異動（本定時株主総会に付議予定）

(1) 取締役候補者（監査等委員である取締役を除く）

氏名	区分	新役職名	4月1日付役職名	現役職名
山本 謙	再任	取締役会長	代表取締役会長	代表取締役社長 社長執行役員
泉原 雅人	再任	代表取締役社長 社長執行役員	代表取締役社長 社長執行役員	取締役 専務執行役員
小山 誠	新任	代表取締役 専務執行役員	専務執行役員	常務執行役員
藤井 正幸	新任	取締役 常務執行役員	常務執行役員	執行役員
照井 恵光	再任	同右	同右	社外取締役
東 哲郎	新任	社外取締役	-	-

(2) 監査等委員である取締役候補者

氏名	区分	新役職名	4月1日付役職名	現役職名
山元 篤	新任	取締役 監査等委員	同右	常勤監査役
落合 誠一	新任	社外取締役 監査等委員	同右	社外監査役
庄田 隆	新任	社外取締役 監査等委員	同右	社外取締役

(3) 補欠の監査等委員である取締役候補者

氏名	4月1日付役職名	現役職名
照井 恵光	同右	社外取締役

(4) 退任予定取締役

氏名	4月1日付役職名	現役職名
竹下 道夫	取締役	取締役会長
松波 正	取締役	代表取締役 専務執行役員
草間 高志	同右	社外取締役
蔭山 真人	同右	社外取締役

※顧問に就任予定(任期3年)

※顧問に就任予定(任期2年)

(5) 退任予定監査役

氏名	4月1日付役職名	現役職名
久保田 隆昌	同右	常勤監査役
須田 美矢子	同右	社外監査役

※顧問に就任予定(任期2年)

別紙資料

(下線部__が変更部分)

現行定款	定款変更案
宇部興産株式会社 定款 第1章 総 則 〈中略〉 (機関) 第4条 当会社は株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査役</u> (3) <u>監査役会</u> (4) 会計監査人 〈中略〉 第2章 株 式 〈中略〉 (株主名簿管理人) 第11条 当会社は株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。 (株式取扱規則) 第12条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。 〈中略〉 第3章 株主総会 〈中略〉	宇部興産株式会社 定款 第1章 総 則 〈中略 現行どおり〉 (機関) 第4条 当会社は株主総会及び取締役のほか次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> 〈削除〉 (3) <u>会計監査人</u> 〈中略 現行どおり〉 第2章 株 式 〈中略 現行どおり〉 (株主名簿管理人) 第11条 当会社は株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議又は取締役会より委任を受けた取締役の決定によって定め、これを公告する。 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。 (株式取扱規則) 第12条 当会社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会又は取締役会より委任を受けた取締役の決定において定める株式取扱規則による。 〈中略 現行どおり〉 第3章 株主総会 〈中略 現行どおり〉

現行定款	定款変更案
<p>第4章 取締役、取締役会及び執行役員</p> <p>(取締役の員数及び選任)</p> <p>第19条 当会社の取締役は<u>15名</u>以内とし、<u>株主総会でこれを選任する。</u></p> <p>〈新設〉</p> <p>取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以てこれを行う。</p> <p>取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>補欠又は増員として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了するときまでとする。</p> <p>〈新設〉</p> <p>〈新設〉</p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 当会社を代表する取締役は5名以内とし、取締役会の決議により選定する。</p> <p>代表取締役は各自会社を代表する。</p> <p>(取締役の役名)</p> <p>第22条 取締役会の決議により取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各1名を置くことができる。</p>	<p>第4章 取締役、取締役会、監査等委員会及び執行役員</p> <p>(取締役の員数及び選任)</p> <p>第19条 当会社の取締役 (<u>監査等委員である者を除く</u>)は<u>10名</u>以内とし、<u>監査等委員である取締役は5名以内とする。</u></p> <p>取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区分して、株主総会において選任する。</u></p> <p>取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以てこれを行う。</p> <p>取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第20条 取締役 (<u>監査等委員である者を除く</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</p> <p>補欠又は増員として選任された取締役 (<u>監査等委員である者を除く</u>)の任期は、在任取締役 (<u>監査等委員である者を除く</u>)の任期の満了するときまでとする。</p> <p><u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u></p> <p><u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p> <p>(代表取締役)</p> <p>第21条 当会社を代表する取締役は5名以内とし、<u>取締役 (<u>監査等委員である者を除く</u>)の中から</u>取締役会の決議により選定する。</p> <p>代表取締役は各自会社を代表する。</p> <p>(取締役の役名)</p> <p>第22条 取締役会の決議により、<u>取締役 (<u>監査等委員である者を除く</u>)の中から</u>、取締役会長、取締役副会長及び取締役社長各1名を置くことができる。</p>

現行定款	定款変更案
(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は会日より3日前までに各取締役及び各監査役に対してこれを発する。 〈新設〉	(取締役会の招集通知) 第23条 取締役会の招集通知は会日より3日前までに各取締役に対してこれを発する。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮できる。 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
〈新設〉	(監査等委員会の招集通知) 第24条 監査等委員会の招集通知は、会日より3日前までに各監査等委員に対してこれを発する。但し緊急の必要があるときは、この期間を短縮できる。 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。
〈新設〉	(取締役への委任) 第25条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定を取締役に委任することができる。
(取締役の報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は株主総会の決議によってこれを定める。	(取締役の報酬等) 第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によってこれを定める。
(社外取締役の責任限定契約) 第25条 当会社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。	(社外取締役の責任限定契約) 第27条 当会社は会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。
(執行役員) 第26条 取締役会の決議により執行役員を置き業務を執行させることができる。執行役員は取締役が兼務することができる。取締役会の決議により執行役員の中から社長1名並びに副社長、専務、常務及びその他役付執行役員を選任することができます。	(執行役員) 第28条 取締役会の決議により執行役員を置き業務を執行させることができる。執行役員は取締役（監査等委員である者を除く）が兼務することができる。取締役会の決議により執行役員の中から社長1名並びに副社長、専務、常務及びその他役付執行役員を選任することができる。

現行定款	定款変更案
(相談役、顧問) <u>第27条 当会社は取締役会の決議により相談役又は顧問を置くことができる。</u>	(相談役、顧問) <u>第29条 当会社は取締役会の決議により相談役又は顧問を置くことができる。</u>
<u>第5章 監査役及び監査役会</u>	<削除>
<u>(監査役の員数及び選任)</u> <u>第28条 当会社の監査役は5名以内とし、株主総会でこれを選任する。</u> <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数を以てこれをを行う。</u>	<削除> <削除>
<u>(監査役の任期)</u> <u>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。</u> <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</u>	<削除> <削除>
<u>(常勤の監査役)</u> <u>第30条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u>	<削除>
<u>(監査役会の招集通知)</u> <u>第31条 監査役会の招集通知は会日より3日前までに各監査役に対してこれを発する。</u>	<削除>
<u>(監査役の報酬等)</u> <u>第32条 監査役の報酬等は株主総会の決議によってこれを定める。</u>	<削除>
<u>(社外監査役の責任限定契約)</u> <u>第33条 当会社は会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</u>	<削除>

現行定款	定款変更案
<p style="text-align: center;"><u>第6章 計 算</u></p> <p>(事業年度)</p> <p>第34条 当会社の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。</p> <p>(剩余金の処分)</p> <p>第35条 当会社の剩余金は株主総会の決議を以て処分する。但し法令に定めあるものはこれによる。</p> <p>(剩余金の配当の基準日)</p> <p>第36条 当会社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第37条 当会社は取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として会社法第454条第5項に定める剩余金の配当（中間配当）をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第38条 期末配当金及び中間配当金は支払開始の日より満5年を経過してもその受領がないときは当会社は支払の義務を免れるものとする。</p> <p style="text-align: center;">〈新設〉</p>	<p style="text-align: center;"><u>第5章 計 算</u></p> <p>(事業年度)</p> <p>第30条 当会社の事業年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。</p> <p>(剩余金の処分)</p> <p>第31条 当会社の剩余金は株主総会の決議を以て処分する。但し法令に定めあるものはこれによる。</p> <p>(剩余金の配当の基準日)</p> <p>第32条 当会社の期末配当の基準日は毎年3月31日とする。</p> <p>(中間配当)</p> <p>第33条 当会社は取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として会社法第454条第5項に定める剩余金の配当（中間配当）をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第34条 期末配当金及び中間配当金は支払開始の日より満5年を経過してもその受領がないときは当会社は支払の義務を免れるものとする。</p>

附 則(監査役の責任免除に関する経過措置)

第1条 第113回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第33条の定めるところによる。

以上